

平成22年11月30日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	9 番	水 頭	喜 弘
2 番	松 尾	勝 利	10 番	橋 川	宏 彰
3 番	松 本	末 治	11 番	中 西	裕 司
4 番	光 武	学	12 番	谷 口	良 隆
5 番	馬 場	勉	13 番	小 池	幸 照
6 番	森 田	和 章	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	澤 野	政 信
局 長 補 佐	下 村	浩 信
管 理 係 長	西 村	正 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副市長兼総務部長		北	村	和	博
市民部長		岩	田	輝	寛
産業部長		中	川		宏
建設環境部長		北	御門	敏	則
会計管理者兼会計課長		田	中	敏	男
企画課長		藤	田	洋	一郎
総務課長		中	村	博	之
財政課長		迎		和	泉
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		田	中	一	枝
税務課長		中	村	和	典
福祉事務所長		橋	村		勉
保険健康課長		栗	林	雅	彦
農林水産課長		森	田	利	明
商工観光課長		有	森	滋	樹
まちなみ建設課長		平	石	和	弘
環境下水道課長		福	岡	俊	剛
水道課長		井	手	讓	二
教育長		小	野原	利	幸
教育次長兼教育総務課長		谷	口	秀	男
生涯学習課長兼中央公民館長		有	森	弘	茂
同和対策課長兼生涯学習課参事		中	村	信	昭
農業委員会事務局長		松	浦		勉
監査委員事務局長		中	島	と	しえ

平成22年11月30日（火）議事日程

開 会・開 議（午前10時）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）
- 日程第4 議案第47号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第48号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について
議案第49号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例について
議案第50号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第51号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について

(質疑、討論、採決)
-

午前10時 開会

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから平成22年鹿島市議会11月臨時会を開会いたします。
日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋爪 敏君）

まず、日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員に、8番福井正君、9番水頭喜弘君、10番橋川宏彰君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第2. 会期の決定を議題といたします。
今期臨時会の会期は、お手元の会期日程（案）のとおり、本日11月30日の1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、会期は1日と決定いたしました。
この際、事務局長をして諸般の報告をいたさせます。澤野事務局長。

○議会事務局長（澤野政信君）

諸般の報告をいたします。

まず、本日招集の11月臨時会に、市長から議案5件の提出がありました。議案番号及び議案名は、お手元に配付しております議案書の目次に記載のとおりであります。

次に、監査委員から平成22年度7月分、8月分、9月分の出納検査結果に関する報告がありました。その写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、去る9月定例会において可決になりました意見書第3号 新たな経済対策を求める意見書は、9月24日付で各関係機関あてに送付いたしましたので、御了承をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3 議案の一括上程（市長の提案理由説明）

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第3、議案の上程であります。

議案第47号から議案第51号までの5議案を一括して上程いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

おはようございます。よろしくお願いいたします。

今回の市議会臨時会に提案いたします議案は、専決処分1件及び条例改正4件でございます。それでは、提案理由の要旨を御説明申し上げます。

まず、議案第47号 専決処分事項（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））の承認について申し上げます。

専決処分いたしました補正予算（第4号）は、農業委員に欠員が生じ、急遽補欠選挙を行う必要が生じたため、10月12日付で専決処分を行い、農業委員補欠選挙経費について追加計上し、予備費で調整いたしましたものでございます。

次に、議案第48号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について申し上げます。

人事院は、従来から国家公務員の給与水準に関して、社会情勢全般の動向を踏まえつつ、民間の給与水準に均衡させることを基本に勧告を行っております。このため、毎年、民間の給与水準を的確に把握するとともに、広く各界からの意見を聴取し、さまざまな角度から検討するという手続がとられておりますが、本年も去る8月10日に国会及び内閣に対して勧告が行われたところでございます。

人事院の調査によりますと、公務員と民間の給与比較において、昨年引き続き公務員の月例給が民間のものを上回っていることが明らかになっております。このため、本年の人事院勧告においては、民間準拠の原則に基づき給料表の引き下げ改定を行うこととし、あわせて、今回初めての措置として、民間との給与差が拡大している傾向にある50歳台後半層の給料及び管理職手当を1.5%減じて支給することとされました。また、ボーナスである特別給

についても、年間支給月数を0.2月分引き下げることとされているところでございます。

内閣は、11月1日に人事院勧告どおり改定することを閣議決定し、給与法改正案を国会に提出しております。この改正案は、18日の衆議院本会議で可決され、参議院へ送付されているところでございます。

そこで、本市におきましても、職員の給与につきまして、国家公務員等の給与改定に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

次に、議案第49号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、議案第50号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第51号 鹿島市議会議員の報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について一括して申し上げます。

これは、特別職の期末手当に関する規定の改定をお願いするものでございます。特別職の期末手当につきましては、現行の条例の規定では、職員の給与条例を準用して算出することとなっておりますが、支給月数につきましては、国家公務員の指定職に準じて規定しております。

今回人事院は、指定職についても、年間支給月数を0.15月分引き下げる勧告を行ったところでございます。

そこで、議員の皆様並びに市長及び副市長の期末手当の支給月数につきまして、国家公務員の指定職に準じて条例の改正をお願いするものでございます。

また、教育長の期末手当につきましても、市長及び副市長との均衡を考慮して、支給月数を0.15月分引き下げる条例の改正をお願いするものでございます。

以上、提案いたしました議案の説明を終わりますが、詳細につきましては、御審議の際、担当部長または課長が説明いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（橋爪 敏君）

お諮りします。議案第47号から議案第51号までの5議案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

御異議ないものと認めます。よって、議案第47号から議案第51号までの5議案は、委員会付託を省略することに決しました。

日程第4 議案第47号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第4. 議案第47号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））の審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎財政課長。

○財政課長（迎 和泉君）

それでは、議案第47号について御説明を申し上げます。

説明は、議案書、一般会計補正予算（第4号）議案説明資料で行いますので、お手元に御準備をいただきますようお願いいたします。

まず、議案書の1ページをお開きください。

議案第47号 専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

2ページは専決処分書でございます、平成22年10月12日で一般会計の補正を行ったものでございます。

それでは、別冊の議案第47号 平成22年度一般会計補正予算（第4号）の補正予算書をごらんいただきたいと思っております。

1ページをお開きください。今回の補正は、予算の総額に変更はございません。

2ページをお開きください。2款4項、選挙費が急遽必要となったため、14款1項の予備費を減額いたして対応いたしましたものでございます。

4ページをお開きください。2款4項8目の鹿島市農業委員会委員補欠選挙費は、1,792千円の補正を専決いたしております。具体的な内容を申し上げますと、農業委員の同一選挙区内に2名の死亡欠員が生じまして、急遽補欠選挙を行う必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。その財源といたしましては、5ページにございますように、予備費を減額して対応いたしております。

6ページをお開きください。6ページから8ページには、今回の補正後の給与費明細を掲載いたしておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

それでは、別冊の議案説明資料の1ページをお開きください。1ページと2ページには、今回の補正後の歳出の目的別、性質別の比較表を掲げておりますが、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

以上で議案第47号の報告を終わりますが、この専決処分事項につきまして御承認をいただきますように、よろしく願いをいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

討論を終わります。

採決します。議案第47号 専決処分事項の承認について（平成22年度鹿島市一般会計補正予算（第4号））は、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立全員であります。よって、議案第47号は提案のとおり承認されました。

日程第5 議案第48号～議案第51号

○議長（橋爪 敏君）

次に、日程第5. 議案第48号から議案第51号までの4議案を一括して審議に入ります。

当局の説明を求めます。中村総務課長。

○総務課長（中村博之君）

それでは、今回提案いたします4つの条例改正の概要を説明いたします。これらは、いずれもことしの8月10日に人事院の勧告がなされております。給与改定につきましては、期末手当の基準日があす12月1日という関係上、それ以前に所要の改正をする必要がありますので、本日の臨時会にお諮りし、改正をお願いするものでございます。

それでは、まず初めに議案説明資料の3ページから6ページで説明をいたします。

今回の人事院の給与勧告の骨子として2つありますポイントですけれども、まず初めが、公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差、これを解消するというところが1点です。2つ目が、期末・勤勉手当の引き下げになります。

1番の民間給与との比較ですけれども、1万1,100の民間事業所、これは規模が50人以上になります。全国で5万1,000事業所ありますけれども、その中から1万1,100の民間事業所を選びまして、45万人の給与を調査しております。月例給につきましては、公務と民間の4月分給与を調査してあります。民間給与との較差としまして、757円民間のほうが安くなっております。率にしまして0.19%です。

それから、ボーナスにつきましては、これは昨年の8月からことしの7月までの1年間の民間の支給実績を調べてあります。民間が3.97月となっております。

2として、給与改定の内容と考え方ですけれども、月例給につきましては、まず、55歳を超える職員、これは俸給表の6級以上になりますけれども、これにつきましては、俸給と俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額ということでマイナスの1.5%、それから、2つ目が中高年齢層、これは40歳以上になりますけれども、俸給表の引き下げ改定、これが0.1%になります。

4ページに移っていただきまして、米印に書いていますけれども、給与構造改革の俸給水準引き下げに伴う経過措置についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引き下げとなっております。

それで、その表にありますように、22年度6月、12月合わせて3.95月になります。23年度以降も6月、12月にそれぞれ振り分けて3.95月になります。

実施時期等ですけれども、これは12月1日になります。

5ページに移っていただきまして、鹿島市の給与改定の内容ですけれども、1番、改定の内容と考え方、月例給につきまして、国に準じて中高年齢層の給料月額を引き下げとなっております。まず、(1)給料表、基本的に同率の引き下げ、平均の改定率がマイナス0.1%になります。これは、40歳以上の職員が対象になります。

2つ目が55歳以上の管理職、55歳以上の管理職ですので6級以上、これが給料と管理職手当を一律に1.5%カットいたします。

次に、期末・勤勉手当（ボーナス）ですけれども、ボーナスにつきまして、国に準じまして一般職を0.2月、期末で0.15月、勤勉で0.05月引き下げます。そして、市長、副市長、教育長、それに議会議員の皆さんにつきましては、期末手当を0.15月引き下げるということになります。

その表にありますように、一般の職員については21年度4.15月、全体でありますけれども、22年度12月の分で0.2月減額しますので、3.95月になります。23年度以降を6月と12月にそれぞれ振り分けるというものです。特別職（市長、副市長）、教育長、議員の皆様につきましても、21年度、年間で3.1月あったのが、22年度12月で0.15月減額しますので、2.95月になります。23年度以降も2.95月で、それぞれに振り分けるというものです。

12月の期末手当の特例措置、これは一般の職員ですけれども、これは4月分の給料を比較しまして公務員のほうが高かったものですので、その分を減額しますけれども、4月から11月まで、まず、4月の給料に調整率0.28%を掛けます。その分を乗じて得た額に4月から11月までの8カ月を乗じて得た額と、6月に既に支給をされております期末・勤勉手当の額に同じ調整率を乗じて得た額、その合計額に相当する額を12月の期末手当で減額調整をするというものです。これにつきましても、40歳以上の職員が対象になります。

6ページをごらんください。

実施時期等ですけれども、22年12月1日から施行になります。ただし、6月期の期末勤勉手当は、平成23年4月1日からの施行になります。

次に、給与改定による人件費の影響額ですけれども、一般職につきましては、一般会計、特別会計、水道事業会計合わせて職員数が253名になります。その下のほうの下から2行目を見ていただきますと、1人当たり84千円、これが平均の影響額になります。

次に、下の表を見ていただきますと、三役、議会議員の皆さんですけれども、市長、副市長、教育長につきましては下から2行目のところ、115千円という数字です。議会議員の皆様は58千円という影響額になります。

全体の影響額としまして、これは共済を含んだ金額ですけれども、26,236千円の減額とい

うふうになります。

次に、議案をごらんください。議案の3ページをお開きください。

まず、議案第48号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例について。提案理由は先ほど説明いたしましたように、人事院勧告による国家公務員の給与改定に伴うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明をいたします。

議案書の4ページをお開きください。

今回の改正は、鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例とありますように、給与条例の一部改正の中で、10ページの第2条が給与条例の施行期日が異なる改正、俗に言います二段ロケット方式という呼び方があるそうですけれども、それから、11ページの第3条が給与構造改革に伴う経過措置、いわゆる現給保障対象者の改正を行うもので、1つの条例改正の中で3つの異なる性格の給与条例を改正するものでございます。

まず、第1条による改正が鹿島市職員給与条例の一部改正でございまして、本則のほうで期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正する規定を定めております。そして、附則のほうで6項を改めておりますが、管理職の給料、管理職手当、期末・勤勉手当が当分の間1.5%減額なされますので、その特例措置に関する規定等を定めたものでございます。

そして、別表の7ページから10ページが給料表の減額改定の方でございます。

次に、10ページの第2条による改正ですが、これは同じく鹿島市職員給与条例の一部改正ですが、先ほど説明しましたように、来年以降の期末・勤勉手当の支給割合0.2月分を、6月と12月の期末・勤勉手当にそれぞれ振り分けるもので、この改正が平成23年4月1日に係るものでございます。

次に、11ページの上から2行目ですが、第3条による改正が鹿島市職員給与条例の一部を改正する条例の一部改正でございまして、これは、平成18年において給与構造改革の企業水準の引き下げに伴う給与条例の一部改正を行った際に、附則において経過措置額があった職員、つまり現給保障の規定を設けておりますけれども、この現給保障対象職員についても昨年の給与改定で引き下げを行っておりますので、ことしにおいても一定の引き下げ措置を行うことから、改正を行うものであります。

次に、11ページ中段以降の附則のところですけれども、附則第1項の施行期日で、施行日を12月1日としますが、10ページの下の部分、第2条による改正部分につきましては、来年4月1日とするものであります。そして、第2項により、ことし12月に支給する期末手当に関する特例措置を設けまして、民間企業との格差を年間給与で調整するための減額調整を行う措置を規定しているものであります。3項は読みかえ規定、4項は規則への委任となっております。

12ページの下の方になります附則第5項が、鹿島市職員の育児休業等に関する条例の一

部改正及び13ページの下のほうになります附則第6項が、鹿島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正を行うものでありまして、これらはいずれも給与条例の附則において、育児短時間勤務や部分休業、介護休暇の職員について給与の減額を行う場合は、給与条例附則第6項の規定、つまり、55歳を超える管理職の給与、諸手当の減額措置対象者は、その減額措置を行った後の額を基礎に所要の減額を行うこととする今回の給与条例改正に伴う関連の読みかえ規定を行うものでございます。

次に、14ページ、議案第49号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例、それから16ページ、議案第50号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例、それから18ページ、議案第51号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例について、一括して説明いたします。

これらは、いずれも人事院勧告に伴う期末手当0.15月分の引き下げを行うものであります。これらも職員給与条例の期末手当と同様に、本年12月に0.15月分を引き下げ、来年度以降については、6月と12月にそれぞれ振り分けて引き下げるという施行期日が異なることから、2条立てでの改正をするものであります。

以上で、今臨時会に提案します条例の一部改正案について説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

質疑に入ります。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

それでは、2点について市長の所見を賜りたいと思います。

その前に、経済的に日本の長引くこうした不況の中で、公務員といえども大変厳しい冬の時代が続いておるということで、職員の皆さんにも大変減額支給になる分について、いろいろ思いがあるかと思いますが、ぜひともこうした社会情勢を背景とした減額措置ということを踏まえて頑張っていたきたいというふうに思っておりますし、社会経済、こうしたものが背景となっているという関係からは、当市の経済の発展のためにも、ぜひとも引き続き職員の皆さんが頑張っていたくようお願いを申し上げておきたいというふうに思っております。

まずは、この減額措置をされることについて、今、総務課長から説明が内容にわたって詳しくなされましたけれども、人勧の完全実施という点では、従来もこの制度が発足以来実施をされてきたということですので、当然それを前提として、当市における労使の自治という立場から、執行部と職員団体との間で正常な交渉の上に合意がなされてここに提案をされているものというふうに考えますが、樋口市長が初めて市の職員団体と、職員団体の職員の給与といえば、最も大きいものがこの給与であります。そういった点で、市長も市職員の組合のほうとの交渉に顔を出されたというふうに思いますが、その事実についてお尋ね

をいたしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

職員の団体の皆さんとは、これ以外にもいろいろ、特に私はことし就任したばかりでございますから、いろんなことをめぐりましてお話をいたしました。御要求も文書でもございましたから、お答えをしておりますが、給与自体について、今回の人事院勧告そのものをどうするか、直接的な交渉を私自身が行ったということはございません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

はい、わかりました。極力、市長も大変、就任をされて半年を過ぎて、事実上の、顔を見せて市民からの認知を深めるための作業をいっぱいされております。よくわかっております。それが實際上、歯車としてかみ合いをしかけた今日でございます。大変忙しい身柄ではございますが、ぜひとも職員団体との関係も、今後とも健全に発展をしていくように努力をされるようお願いを申し上げておきたいと思います。

次に、これは少し大きな話ですけど、現在の政府、民主党政権においては、この公務員の給与の扱いといいますか、労使の関係について大きな方針を持っておられるようでございます。それは労働基本権、つまり団結権と団体交渉権と争議権、この3つを労働基本権の大きな柱とされているわけでございますが、民主党政権については、この労働基本権の付与を前提に、現在は公務員の場合は争議権は民間と違ってございませんので、その代償措置として人事院勧告制度が設けられて、当市、地方自治体の場合は佐賀県に人事委員会、伊万里市に人事委員会があるのみで、他の市町については人事委員会を設置しておりませんので、ほとんどが国の人事院勧告、あるいは県の人事委員会で出された勧告等をもとに、準拠する形で措置をされてきておるといようなことだろうと思うわけですね。

そういった点で、今日まで見方はいろいろあるにしても、この人事院勧告制度を前提として労働三権の一部が付与されていない、そういう状態であっても、今日まで一つの各地方自治体における安定した労使関係が維持をされて、それぞれの地方行政が執行されてきておると、円滑にですね。そういう関係にあらうかと思うんですが、今回の菅政権においては、今回の勧告の実施に当たって、労働基本権の付与に関して踏み込むかという思いも一時あったように聞いております。早晚、このことは現政権が、民主党政権が続く限りは、少なくともこの問題は続いていくと。来年なるかもわかりません。あるいは自民政権時分にもこの問題はずっと議論をされてきております。そういった観点から、それは国のことということだけではなくて、当市においても、地方自治体においても、この問題は当然波及をしてくる間

題だろうというふうに思っております。

そういった観点から、今日ただいま直ちにとということではございませんが、早晩、来年度以降にこの問題が大きな問題として惹起をした場合に、どういうふうな態度をとっていくのかというのは、やっぱり各自治体の問題でもあろうかと思えます。そういった点で、樋口市長に基本的な考えで結構でございますのでお尋ねをしておきたいのは、労働基本権の完全付与、つまり民間どおりの労働基本権の付与とともに、この人事院勧告制度というものがなくなるという関係、この件に関してどのように考えておられるのか、その思いというものを聞きいたしたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

正直言って、大変難しい問題ですよ。というか、お答えしていいものかどうか、そういう性格論もあると思いますが、せっかくのお尋ねですから率直に申し上げますと、ほかに解決されない問題といたしますか、私は前提としてあると思うんですよ。例えば、ILOの扱いとか、そういうものを含めておまして、単純に人事院勧告制度だけを取り上げてどうするかというのは、ひょっとしたら誤解を招く話になるかもしれません。

私どものまちで、じゃあ、そういうことを一体どうするかということそうと考えると、この制度を運営するには大変な組織と、それから正直言って経済的な基盤が要るんじゃないかと思っているんですよ。そういうものの十分に果たされない条件で個別にやりますと、正直言って私はそこまで、私どものこのまちの現状は余裕があるとは言えないんじゃないかと思っております。もう少しその前にやるのが目の前にいっぱいあると思いますので、むしろ職員の皆さんはこれまでの、短期的に言えば5カ年の財政基盤の強化、そういう計画を本当にそのとおりにやるということで、一生懸命協力してもらっていると思っておりますので、そういう実績を見ながら、その先のことまでどうしていくかということ考えたほうがいいんじゃないかと思っております。とりあえずそのところだけを取り上げてやるというには、私は自信もありませんし、正直言って所管かどうかという疑問も持っております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ただいま私が申し上げるのは、国のこの制度改正についての一つの動きについてであります。当然、現在もそうですし、その後もそうなるだろうと思えます。国の労使関係のそうした枠組みが変更になった場合には、全国の都道府県、市町村に至るまでそうした流れが変わってくるというふうに考えるわけでございまして、そういった折には、やはり都道府県知事、あるいは地方の市長会等含めた地方六団体等の意見も聞かれる場面というのは必ず出てくる

ものと思います。そういった点での姿勢といますか、考え方というのは、いずれまとめられなければならない問題だろうというふうに思います。

ただ、言えることは、恐らく全国の都道府県、あるいは市町村の職員団体についても、要求を一応されていると思いますですね、労働基本権の付与については。ただ、その文字としては要求が掲げられてはいても、それが実際みずからの血肉になったものとして、実践を前提としたものとしてどれだけ熟度が上がっているかといえ、やっぱりこれもまだまだ未知数な部分が多々だろうと思います。そういった点で、今は私がお尋ねしておるのは、使用者である樋口市長にお尋ねをしたわけですが、当市の職員団体を含めて、全国のそうした国、あるいは地方の職員の皆さん方の意思というものが、さらに熟度が上がって、こうした問題がいい方向に措置されていくというようなことを願いたい、このように考えております。

以上、市長に対するお尋ねを終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいまの問題で質問していきたいと思いますが、まず、市長にお尋ねをしたいと思いますが、今市内を回っておりますと、鹿島市の今の経済の落ち込みに対して本当多くの人が非常に心配なさっています。特に商店街の落ち込み、経済の落ち込み、それから鹿島はサービス業が非常に多いわけですが、夜のサービス業界の落ち込み、これはもう本当、最近特にひどくなってきている状況がありますが、そういうところを少しでも安心させるような体制をつくり出すのを何だとお考えなのか、まずお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

ちょっと抽象的かなという気がしますが、せつかくの御質問ですから。私は第一には、とにかく消費人口をふやさないといけない。このところ、特にこの5カ年計画、総合計画を策定中ですが、一番気になったのが人口の落ち込みでございました。想定した人口よりもずっと落ちております。その落ちた中で特に落ちている、今度は年齢別のところを見ますと、40歳台を中心とするような一番働き盛りという言葉で言っているんでしょうか、税金をお払いになっていただけの、それから逆に消費に一番ドライブがかかる、そういう年齢層、そここのところの落ち込みが想像以上に減っておりますので、そこにとにかくふやすなんてことはかなり長い目で見ないといけないので、落ち込みに歯どめをかけると、そこがとにかく最低限まずやらないといけない条件ではないかと。そこから、そういう人たちが町なかを歩いて、消費がふえる、経済が活性化する、そういう段取りというのを一つシナリオ

として描いているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今、市長のおっしゃることは、長い目で見てのことですね。今おっしゃったように、人口をふやすというのはそんな急激にできるわけがないわけですね。消費をふやさなくてはいけないといいながら、今回の提案は消費を今ある枠の中で減らそうとしているわけですよ。今あるところで消費をさらに減らす、これまでもずっとそういう形がとられてきました。先ほどの説明では共済も含めてということですが、26,000千円の金が結局ここで入ってこないわけですから、丸々が消費に行かないにしても、消費の落ち込みを生み出すということになるんですよね。こういう現象をどうお思いですか。先ほどの話とすれば矛盾すると思うんですが。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

お答えいたします。

恐らく経済政策というものと、そういう一種の社会保障といいますか、そういう分が多分一緒になったお話ではないかと思えます。この人事院勧告といいますのは、私どもがどういう処遇を受ければいいのかということ、それが前提でございます。その処遇のときに、その処遇で経済政策をやって、鹿島市の経済新興のためにそれをかわせるための金が幾らであればいいかということの議論ではなくて、我々が、労働の対価として市の職員が幾らもらえるかと、それで世の中の人々が納得してくれるかどうかということではないかと思えます。

そのときに、私どもの組織でございます公務員というのは、自分たちで交渉して賃金を幾らということを決めることは許されておりませんので、その代替措置として、代償措置として人事院勧告があるということで、それに従ってやっているということで、決してそれは消費を減退させようとか、そういうことではございませんので、2つの仕組みを1つのところで見ると、違うからという非難をされるのは、なかなか市民の皆さんの納得を得られないんじゃないかと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

人勤が云々であろうと、現実的にね、その分、職員に入る金が少なくなるわけでしょう。消費が落ちますよ。それなら、人事院勧告についても、もっと公平な人勤のあり方が必要だと思えますよ。例えば、先ほどの説明では、1万1,100民間事業の調査をして、そして0.19%較差があるからこういうふうにしたということでしょう。その中には、莫大な金をた

め込んだ大企業の労働者の賃金も入っていると思うんですよね。そういうところにはメスを入れないで全体的な数字の上だけでこういう形をしてくる、そういうやり方自体、私は問題があると思うんですよね。

私は、現実的に見て理屈はないと思うんですよ。現実的にそれだけ減るわけですから。そうでしょう。例えば、この分の、年末にいろんな計画をされていた分が、行かないわけですよ、鹿島市の商店街、その他にね。そういうのを、あなたはどうお考えなんですかと私は聞いているんですよね。全く理屈じゃないですよ。今もう、おたくも鹿島あっちこっち回っていらっしゃいますから、そういうお話聞かれるでしょう。いいことばかりですか。もういつも、本当皆さんおっしゃるのは、これ以上落ち込んだらどぎゃんなつかいと。だから、今、これは今回だけの問題じゃなくて、やっぱり経済をよくするためには、いろんなことは抜きにして、どれだけ皆さんが金を手にして購買力を上げるかという、このことが私は経済の回復には一番大事なことだと思うんですが、そこが置き去りにされているという問題があると思います。何かあればおっしゃってください。私は、今、市長もいろいろおっしゃっていますが、市長の頭のいいところには太刀打ちできませんが、現実的なところでお話をしましょう。現実問題でお答えください。

○議長（橋爪 敏君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

今のをひっくり返していいますと、職員の給与を上げれば何か市が活性化するという議論につながれば、それがまたぐるぐる、いわゆる相乗効果を発揮して何かつながっていくという議論でも、例えばあれば別としまして、これはそのための措置ではございません。そこだけはわかっておいていただきたいと思います。私も、これだけ二百数十人の職員が一生懸命働いてくれているのは知っています。決して、喜んでこの職員の皆さんの賃金をカットしたいと言っているわけではないんですよ。しかし、わかってほしいのは、市民の目線で見てもうだろうかということ、もう一度考えてみていただきたいと思います。250人余りの家族のために、例えばこの条例が仮に否決されるということになれば、それはそれで今おっしゃったような形の主張が通るんじゃないかと思えます。この議論だけで人事院勧告制度まで結びつけて、おかしいとか、経済政策が行われていないとか、ちょっとやや強引過ぎるような気がいたしますが、むしろこれは御議論をいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

職員の給与改正につきましては、毎年、先ほどから議論があつていきますように、人事院勧告に基づいて民間準拠という形で給与改定の議案を提出させていただいているところでござ

います。

毎年ですけど、この職員の給与改定の提出に当たりましては、私どものほうでは市内の企業の方々の意見を参考としながら、鹿島市内の企業における賃金の実態とか給与の実態はどうなのかということで調査をさせていただいております。今回も、市内の企業、これは数社ですけど、意見を拝聴したところでございますけど、民間の企業は、皆さん御存じのように、業績によりまして給与手当は変動するということになっておりまして、ことし、私どもが聞いたところでは全体的に厳しいということで、昨年度よりも業績が低下しているという情報を得ておりますので、そこら辺も参考にさせていただいたというところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

これ以上言っても平行線になると思いますが、もう一度言います。

これだけのお金が、やっぱり落ちないというのは事実だと思います。それが経済政策の全体と私は言いませんよ。もちろんそうでしょう、一部ですよ。一部ですけど、今はそれだけのお金でも落としてもらいたいという市民の要求があるんですよ。私はそれを言いたいです。

それから、次お尋ねをしますが、私は委員会ของときに、市の職員の人たちが現在大学に子供を出していらっしゃる人とか、家を新築してローンを払っている人たちがどれくらいいらっしゃるかということでお尋ねをしましたが、その件について、その後調査でもなされましたか。

○議長（橋爪 敏君）

中村総務課長。

○総務課長（中村博之君）

大学に子供を出している職員の数はどれくらいいるかとか、新築の住宅を建てた職員がどれくらいいるかということですが、正確なところはちょっと私どものほうでもわかりません。例えば、子供さんが18歳から22歳までということで、扶養手当を支給している職員数、そういうところから判断をしております。20名ちょっととか、あるいは住宅の新築につきましても、共済の借入れをしている職員ですね、住宅の新築、そういったところぐらしかわかりません。あと、それ以外で借りている職員もいると思いますけれども、そういうところまでは把握はできておりません。そこら辺も二十数名くらいいるというところですよ。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私はいつも申しますが、市役所に職員として入るときは、入るために、皆さんもそうだと思いますが、努力をして市役所に入り、給与が決められているために安心して仕事ができるという立場で、みんな頑張ろうという気持ちで入ると思うんです。私も、もう50年ぐらい前になりますか、市役所に入るときはそうでした。それから、ちゃんとした定期昇給だとか、いろんなものがありますので、それに従って生活設計が立てられたと思いますし、皆さんも立てていらっしゃると思うんですよ。ところが、最近はこのように思わぬときに給与が引き下げられたり、ボーナスのカットが行われるなどして、皆さん方の生活設計というのも崩されていっていると思います。現にそういうお話を聞いた人もあります。

それから、鹿島では幸いそういうのに私も遭うことがなく――これは裏ではわかりませんが、ありませんが、他市では、やっぱり全国的にはそういうもので、財政的な行き詰まりの中で問題が起きたというようなこともニュースでも聞くこともありました。本当にですね、特に住宅のローンとかいろんなのになりますと、ボーナス時期とかは上積みをして払うとか、そういう財政計画を立てると思うんですよね。

そういう中で、このような形になっていきますと、やはり皆さん方の財政的な問題というのは非常に大きくなってくると思うんです。組合の共済、その他なんかでの借り入れもあると思うんですが、そういう事態というのはなかなか表に出ませんね。やっぱり職員の人たちも、自分たちが安心して生活できる状態にないと、市民の生活や暮らしを守っていくというような仕事はできないと思うんですよね。そういう面から、私はこのような問題はどうしても許せない問題であると思うんですが、そういう事態は心配ないのかどうか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

北村副市長。

○副市長（北村和博君）

今回の給与改定に当たりまして、分析した数字をちょっとお知らせしたいと思います。

鹿島市の職員給与につきましては、職務に応じた給料表を適用いたしております。今回の職員給与の改定につきましては、1級から3級までの職員については給与の改正はゼロでございます。改定はありません。4級が係長相当職ということになります。係長相当職の影響額でございますけど、月額、これは平均いたしまして342円という影響がございます。5級が課長補佐ということで、年齢的には43歳以上、先ほどの係長が38歳以上、最低の年齢が38歳以上ということで月額342円、課長補佐が月額554円の影響がございます。6級が課長職となっております、これは月額5,549円の影響額となっております。部長が4名おりますが、平均いたしまして7,645円ということで、先ほど説明いたしましたように、4級、5級の職員については、切り詰めれば許容の範囲内ではないかなというふうに思っているところでございます。

この人事院勧告につきまして、これは給与の引き下げ勧告が出されましたのが平成14年でございます。平成14年度の人事院勧告でマイナス2.03%のマイナス勧告が出されました。それ以降、マイナス勧告が続いている状況となっております。

また、期末・勤勉手当の支給率につきましても、一番最高時は平成4年が5.45月でございました。期末・勤勉手当合わせて5.45月ありまして、平成22年度は3.95月ということで、1.5カ月分の減額ということで、これは先ほども谷口議員からありましたように、国の経済状況が好転しないと、悪化の状況という中、これは民間の準拠ということで、民間もそういうところで結構厳しい状況になっているということで、鹿島市の職員につきましても、もう昔みたいなぜいたくなというのですか、先を見通した生活設計をしておくべきじゃないかなというふうな認識を持っているところでございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

終わりにしますが、今回の引き下げの影響というのは、市内の企業にも今度は大きく影響して、民間の格差をなくすと言いながら、ますます格差が広がっていく状況が繰り返されていくという、その心配は大いにあるわけですし、今振り返ってみますと、私たちの職員のころは12月のボーナス時期はとても楽しみでした。もうそういう経験をされた方いらっしゃらないかもわかりませんが、ボーナス以上に4月からの差額をいただくというような、そういう状況でしたね。だから、本当皆さん方の今の状況を考えますと、申しわけないなというような気がします。ただ、再度繰り返しますが、やはり今度の引き下げが市内の商店街その他に大きな影響を及ぼすということだけは再度申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑終わります。

討論に入ります。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ただいま提案をされております案件について、私は反対をしたいと思います。

議案第48号から議案第51号、私は今回はすべてに反対をしたいと思います。

今回、民間給与が低いからということで、市の職員、それと三役、議員の引き下げというのが提案されているわけですが、民間給与というのはいろいろありまして、特に先ほどの説明でもありましたように、全国の企業を調べての、その格差ということで上げられておりま

すが、その中には、企業が驚くほど莫大なため込みをしながら職員の給与を上げないどころか下げるといような事態もあるようなことも含まれているわけですね。さらには、このことが民間との給与の引き下げの幅を縮めることではなくて、さらにその引き下げに拍車をかけるものだと私は思いますし、民間企業に対しても悪い影響をもたらすものだと考えます。

これまでも給与の引き下げはなされてきました。これ以上引き下げが続くということは、職員にとっても大変なことだと思いますが、さらには、ここまで落ち込んでいる商店街を初め鹿島市全体の景気にも大きな打撃を与えるものだと私は思います。私もそうでしたが、市役所に入るためにはいろんな努力をして入り、その後は決められた給与、引き下げの予定などはありませんので、定期的な昇給なども考え、みずからの一生の生活設計を立てていきます。子供の大学、家の新築を初め、いろんな家庭内での取り組みがあります。ところが、今日どんな理由があろうとも引き下げが続くのでは、生活設計どころか、せっかく立てた計画も途中で断念せざるを得ないというふうな状況も出てくると思います。

市の景気回復も、購買力が上がらないとそれも無理です。職員はこれまで、定数は減らされた上、給与を減らされた中でも頑張っています。特に今日は国の関係もあり、事務の量が非常にふえ、仕事も大変多くなっています。このような中で、民間が大変だから我慢しろといっても、もう限界ではないでしょうか。

私は、そういう立場で今回の職員の引き下げに反対しますが、ちなみに、今回は公務員、いろんな人たちが引き下げられましたが、驚きました。ここに、私がきのうインターネットを見たら、総理大臣、国務大臣、副大臣、大臣政務官、この人たちも引き下げされているわけですね。どれだけ引き下げられたか。びっくりするような引き下げがあります。総理大臣で5千円です。国務大臣で4千円、副大臣で3千円、大臣政務官で3千円ですね。もちろん総額が大きいですから、割合でいったらそうなるでしょう。こういう状況ですから、上のほうでは職員の給与が引き下げられようがなんしようが、痛くもかゆくもないんだという気がしました。本当にこの人たちからいったらわずかですね。いつか、ある総理大臣が「ホテルのスナックは安いですよ」ですかね、そういうことをおっしゃいましたが、まさにそういう感覚しかないという気がしました。

さて、議員の報酬です。この引き下げも、もちろん私は反対です。議員報酬というのは、議員の活動が十分に保障されるものでなければならないと思います。議員報酬については、以前、議員報酬の引き下げが提案された際に、議員の定数を大幅に減らすことで全体的に議員報酬を減らすという立場で、一部議員の提案により定数削減がなされ、今日の16名になりました。もちろん私はそれに反対しました。今の社会情勢の悪い中で、市民の生活は不安定、失業者はふえる、農漁業についてもいろんな状況の中で経営が立っていかない、そういう事態に落ち込んでいます。そういう中で、議員の活動も相談活動を含め非常に忙しくなってきました。特に、定数が大幅に減ったことにより行動範囲も広くなりました。市民は苦しいか

ら議員も我慢するのがという考えもあるのは知っています。しかし、そういう皆さんたちが本当に安心できるような活動をしていくために、私たちは安心して活動できるような、そういう経済的な保障も必要だと思います。

ちなみに、議員報酬月345千円、そこだけとらえて皆さんから言われます、「よんにゆうといよったいね」と。ところが、共済費など必要なのを引かれても、手取りが月220千円から240千円程度ですね。それから、国保税や集合税を納めるということになりますから、議員の活動が十分にやれるだけの報酬だと私は思いません。ちなみに、他市には報酬と別に政務調査費などもあり、鹿島市以上に活動の保障がなされています。職員のときも言いましたが、本当にもう私たちは限界です。私はこういう理由で、今回の引き下げには反対します。

ちなみに、三役については、私はこれまでは賛成をし続けてきましたが、地域の経済状況などを考えるときに、私は今回はこれにも反対をして、私の討論を終わりたいと思います。

(「議員報酬の額、間違いじゃなかった」と呼ぶ者あり)

済みません、私だけ議員報酬余計取っておりました。331千円が今の私たちの報酬額面になっております。済みません。

○議長(橋爪 敏君)

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(橋爪 敏君)

討論終わります。

採決します。議案第48号 鹿島市職員給与条例等の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第48号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 市長及び副市長の諸給与条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第49号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第50号 教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(橋爪 敏君)

起立多数であります。よって、議案第50号は提案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 鹿島市議会議員の議員報酬並びに費用弁償等支給条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（橋爪 敏君）

起立多数であります。よって、議案第51号は提案のとおり可決されました。

以上をもちまして、今期臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。よって、今期臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時13分 閉会

以上、会議の次第を記載し、内容については正当なることを認め、ここに署名する。

平成 年 月 日

鹿島市議会議長 橋 爪 敏

会議録署名議員 8番 福 井 正

同 上 9番 水 頭 喜 弘

同 上 10番 橋 川 宏 彰